

みんながね こころがければ ごみはへる

平成29年度ポスター・標語コンテスト作品
(小学4～6年生の部) **山口 珠永**さん



清掃だより
129

平成30年6月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
☎042-551-1731



資源物の持ち去りは禁止です

ご家庭や事業所から出された資源物（新聞、雑誌・雑紙、古着・古繊維、ダンボール、缶、ビン、ペットボトル、小型家電等）は適正に処理され、再利用・リサイクルされています。また、有価物として売払うことで、市の貴重な収入の一部となります。

しかし、市の指定の収集業者以外の者により、資源物が無断で持ち去られる行為が後を絶ちません。これは市の財産を侵害する不正行為に当たります。

こうした不正行為を取り締まるため市では、平成26年7月より資源物を無断で持ち去る行為を条例で禁止し、罰則も定めています。また、防止対策として市内のパトロールを行っています。

《福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例》（抜粋）

第32条の3 市長及び市長が指定する者以外の者は、所定の場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

資源物を出すときのお願い

●収集日以前の日から資源物を出すことは控えてください。

収集日以前から資源物を出したままにしておくと、収集までの間に持ち去られることがあります。収集作業は朝8時から開始しますので、**収集日当日の朝8時までに出していただく**ようお願いします。

●「意思表示」にご協力ください。

「福生市回収」という意思表示の貼紙を貼ることで、市の収集に出したことが明確になり、持ち去り行為の防止につながります。

また、市内各団体で行う資源回収活動の際にも、「○○団体回収」の意思表示をお願いします。

意思表示の貼紙は、チラシ等の裏面に手書きしていただくか、市のホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。

資源の持ち去り行為を見かけたら情報をお寄せください。



資源物を「福生市」と表示のない車が回収している現場や、収集開始時間（朝8時）前に回収している行為を見かけたら、日時・場所・車のナンバー・人物の特徴などをできるだけ控えていただき、市へ情報をお寄せください。皆様のご協力をお願いします。

連絡先：環境課ごみ対策係 ☎042-551-1731



ご存知ですか？

小さな紙も 雑紙で出すことができます。

燃やせるごみの中には、約36%の“紙類”が含まれています。（平成28年度実績）
その中には、資源として無料で出せる小さな紙も多く含まれています。
小さな紙は雑誌やパンフレット等にはさむか、紙袋や封筒に入れて出してください。

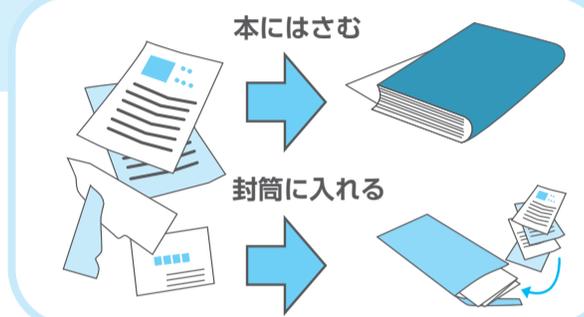
【雑紙で出すものの例】（資源化できるもの）

紙くず、ガムの包み紙、紙製の皿（洗ったもの）、シュレッダー屑、ティッシュペーパーの箱、
トイレットペーパーの芯、はがき、封筒、付箋紙、レシート（普通紙タイプ）など
※金属類、ビニール等の部分は取り除いてください。

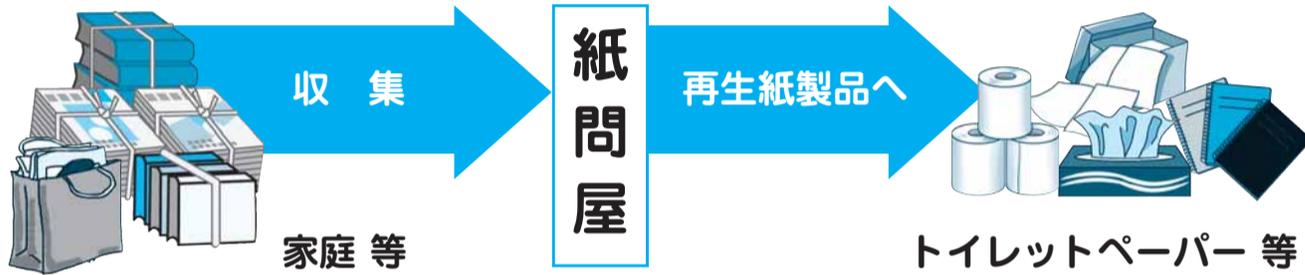
【燃やせるごみで出すものの例】（資源化できないもの）

カーボン紙、壁紙、紙コップ、キッチンペーパー、写真、ティッシュペーパー、
レシート（感熱紙タイプ）など

【小さな雑紙の出し方】



回収した
雑紙の流れ



混ぜればごみ、
分ければ資源。

ごみ減量と資源の有効活用
のためにも、雑紙の分別排
出にご協力をお願いします。

福生市清潔で美しいまちづくり条例

この条例は、市内におけるポイ捨て及び犬のふんの放置を防止し、路上喫煙及び歩行喫煙を規制することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的としています。

清潔で美しいまちづくりを目指して、皆様のご協力をお願いします。

公共の場所等（道路、公園、他人が所有又は管理する土地など）では、次の行為を禁止します。

- (1) ポイ捨てをすること
- (2) 飼い犬のふんを放置すること
- (3) 歩きながら、または自転車等で走行しながら喫煙すること



▼ Q & A ▼

Q1 ポイ捨てをしてはいけない場所はどこですか？

A 市内全域で禁止です。

道路や公園等の公共の場所及び他人が所有又は管理する土地などに、空き缶や食べ物の容器、たばこの吸い殻等をみだりに捨てることは、付近に住む人の生活環境を害すだけでなく、環境保全の妨げにもなります。

自ら発生させたごみは必ず持ち帰り、適正に処理してください。

Q2 駅の近くでたばこを吸うことはできますか？

A 福生駅、牛浜駅、東福生駅、熊川駅の各駅周辺を路上禁煙区域に指定しています。路上禁煙区域内では、市が指定した喫煙場所以外でたばこを吸うことは禁止です。必ず市指定の喫煙場所でたばこを吸うようお願いします。

路上禁煙区域（地図の青色部分）と市指定の喫煙所（☆で示した部分）

